

## 鈴鹿市防護柵設置費補助金交付手続きの手引き

この補助金は、有害獣による農作物への被害を防止するための防護柵の設置に要する経費に対して鈴鹿市防護柵設置費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で補助することにより、有害獣対策を推進し、もって農作物への被害の軽減を図ることを目的としています。

### ◎交付対象者

- (1) 市内に農地を有する者（当該農地の所有者が死亡している場合にあっては当該農地の相続権を有する管理者）
- (2) 所有者との間に利用権の設定もしくは作業受委託契約があるか、所有者から同意書を徴取している耕作者

### ◎対象農地

面積が1,000平方メートル以上の農地のうち次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 2人以上で所有する2筆以上の連続した農地
- (2) 1人が所有する農地で隣接する農地がないか隣接する農地と連続して防護柵を設置することが不可能であるもの

### ◎対象設備

電気柵又はトタン、鉄線、網、板等により作成された柵のいずれかであって、農作物の被害防止効果が発揮できるもの

※耕作者が設置する場合は容易に撤去が可能なものとする

### ◎補助金額

防護柵の設置に必要な資材の購入に要した費用の2分の1の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は受益地の面積の区分に応じて定める額のうち、いずれか少ない額とします。

- (1) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 3万円
- (2) 2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合 5万円
- (3) 3,000平方メートル以上4,000平方メートル未満の場合 8万円

(4) 4,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 10万円

(5) 5,000平方メートル以上の場合 12万円

※1人が所有する農地での申請の場合

防護柵の設置に必要な資材の購入に要した費用の4分の1の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は受益地の面積の区分に応じて定める額の2分の1のうち、いずれか少ない額とします。

◎提出書類

○補助金交付申請（着工前）

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・防護柵設置圃場一覧（別紙1）
- ・補助対象経費を確認できる見積書
- ・防護柵設置圃場の写真（設置前の状況が分かるもの）
- ・地図（写真の撮影場所を記入したもの）
- ・申請者以外の農地所有者からの委任状（別紙2）
- ・その他市長が必要と認める書類

※耕作者が申請する場合

- ・利用権の設定もしくは作業受委託契約が確認できる書類  
または農地所有者からの同意書（別紙3）

○実績報告（完成後）

- ・実績報告書（第7号様式）
- ・補助対象経費を確認できる領収書
- ・防護柵設置圃場の写真（設置前に撮影した写真と同じ位置から撮影したもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

○請求書提出

- ・補助金交付請求書（第9号様式）

### ◎注意事項

- 1 過去5年間にこの補助金の交付を受けている農地は対象となりません。
- 2 補助金交付申請後に変更があった場合は、変更承認申請書（第2号様式）を速やかに提出してください。
- 3 耕作者が防護柵を設置した場合、当該農林地を耕作しなくなった際に所有者から防護柵の撤去を求められた場合は、速やかに撤去すること。
- 4 補助金交付の条件に違反した場合等については、補助金の返還等が生じます。

### ◎担当・提出先

産業振興部農林水産課農林振興グループ（7階）

TEL. (059) 382-9017 FAX. (059) 382-7610